

マイナンバー提示のお願い

いつも当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、平成28年1月からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)がスタートすることとなりました。

本制度により、信用金庫でも税の手続などで各種法定調書等にマイナンバー(個人番号)、法人番号を記載することが義務づけられています。

つきましては、下記のお取引の際はマイナンバー等の提示が必要となりますのでご協力くださいますようお願いいたします。

おって、当金庫は、マイナンバーの取得や保管にあたって厳格な管理態勢を講じております。

マイナンバー…平成27年10月以降、市区町村から住民票の住所地に12桁のマイナンバーが記載された「通知カード」が送られてきます。

また、平成28年1月から、市区町村に交付を申請すると、通知カードと引換えに「個人番号カード」の交付が受けられます。

法人番号…平成27年10月以降、13桁の法人番号が指定されます。法人番号は、マイナンバーとは異なり、インターネットを通じて公表され、どなたでも自由に利用可能です。

提示が必要な主なお取引

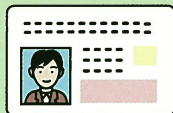
個人

- 投資信託、公共債
- マル優、マル特
- 財形年金、財形住宅
- 国外送金
- 出資金 など

法人

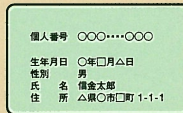
- 定期預金、通知預金、定期積金
- 投資信託、公共債
- 国外送金
- 出資金 など

マイナンバーを提示していただく場合、本人確認として、「番号確認」と「身元(実在)確認」の2つの確認が必要となりますのでご協力ください。



「個人番号カード」を提示の場合

個人番号カードのみの提示で結構です。
(個人番号カードで番号確認と身元(実在)確認を行います。)



「通知カード」または「住民票(番号付き)」を提示の場合

写真付き本人確認書類(運転免許証、パスポート等)も提示してください。

(通知カード等で番号確認、写真付き本人確認書類で身元(実在)確認を行います。)

※写真付き本人確認書類の提示が困難な場合、健康保険の被保険者証と年金手帳など2つ以上の本人確認書類を提示してください。